

お申込みを頂きありがとうございます

個人でのご契約をご希望の場合、保証会社のご利用が必須となります。また、法人契約の場合でも大手法人（社宅代行介入）以外は原則保証会社ご利用をお願いしておりますが、法人規定にて利用不可の場合は別途ご相談ください。今回お送りする申込書一式は法人用となります。個人用は別となりますので、必要な場合はお問合せください。以下の書類が全て揃わない場合、一番手としての受付ができない場合がございますので予めご了承ください。

弊社規定により同日（弊社営業時間内）に頂いた、同物件の申込は**同時審査**とさせていただきます。また、定休日及び弊社休業日中のお申込の受付は致しません。その期間中にお送り頂いた申込に関しても、翌営業日の受付となります。尚、原則ご内見済のお申込のみ承りますので、ご承知置きくださいますようお願い致します。

※申込書はメールにてお送りください メールアドレス：info@dwin.jp

メールの件名は『〇〇物件申込』としてください。

お送りするもの

○ご契約時必要書類一覧	1通
○入居申込書兼保証契約委託申込書（弊社書式）	1通
○株式会社インシュアランス（保証会社）案内書	1通
○約款（家賃保証委託契約）	1通
○個人情報の取り扱いについて（インシュアランス）	1通
○要望確認書	2通
○法人契約確認書	1通

審査に際しご提出をお願いするもの**【法人契約の場合】**

○入居申込書兼保証契約委託申込書（弊社書式）	1通
○商業登記簿謄本（発行後3ヶ月以内）	各1通
○法人決算書直近3期分	1式
○入居者代表の身分証（免許証・健康保険証・パスポート等）	1通

審査の過程において、保証会社より追加書類の提出を求められる場合がございます。

その際は別途ご連絡致しますので、ご理解、ご協力をお願いします。

◆保証会社利用料

賃料、連帯保証人の有無によって異なりますため、詳細は別途お問合せください。

※必要書類のご提出にお時間が掛かる場合は、別途ご相談ください

ご契約時必要書類一覧

弊社からお送りする契約書類一式のご返送とあわせ、以下の書類も契約開始日**3日前迄**に弊社へお送り頂きますようご手配をお願い致します。

必要書類が揃わない場合、鍵をお送りすることが出来かねます為、予めご承知置きください。

大手法人契約の場合、契約書類の返送に時間を要する場合でも以下の必要書類は予めご用意頂き、お送りください。

◆個人契約時

- ①契約者 顔写真付身分証明書の写し（ファーストコピー 表・裏面）
- ②契約者 健康保険証の写し（有効なもののファーストコピー 表・裏面）
- ③契約者と入居者全員分の住民票（発行より3ヶ月以内）
- ④入居者全員分のお顔がわかる写真（免許証、スナップ写真、学生証 可）

◆法人契約時

- ①商業登記簿謄本（発行より3ヶ月以内） ※大手法人の場合、法人規定にて提出不可の場合はお申し出下さい
- ②法人印鑑証明書（発行より3ヶ月以内） //
- ③世帯全員分の住民票（発行より3ヶ月以内）
- ④入居者のお顔がわかる写真（免許証、スナップ写真、学生証可）
- ⑤代表入居者 顔写真付身分証明書の写し（ファーストコピー 表・裏面）
- ⑥代表入居者 健康保険証の写し（有効なもののファーストコピー 表・裏面）
- ⑦当社指定以外の家財保険加入の場合は保険証券の写し、または加入証明

◆◆連帯保証人利用の場合は当社発行書類の他、以下をご提出ください

- ① 連帯保証人印鑑証明書（発行より3ヶ月以内）

※家賃保証委託契約書にも連帯保証人の署名・捺印が必要ですのでご注意ください
印鑑証明と相違が無いよう、ご注意ください

◆◆ペット飼育の場合 当社発行書類の他、以下をご提出ください

- ① ペットの写真
- ② 犬の場合：鑑札の写し・狂犬病予防接種証明書

◆◆駐車場利用の場合

- ① 運転免許証の写し（表・裏面のファーストコピー）
- ② 車検証の写し

◇**広告料のお支払について**◇ ※当社作成の図面に広告料の記載がある場合に限りです

広告料は毎月15日締め、当月末払としておりますが、書類が揃っていない等の条件が必須となります。金融機関休業日や、年末年始を含む大型連休中にお支払日が重なった場合は、弊社規定に沿いお支払日を変更致しますので予めご了承ください。詳細はドラフトと一緒に送りいたします、『ご契約完了までのご案内』をご確認ください。

202008
法人・月次払

保証人おまかせプラン

ROOM iD 契約申込書

(家賃立替払委託契約兼保証委託契約申込書)

管理会社記入欄	提携先 管理会社	8678 プラス株式会社	支店 営業所名	2 契約管理部	担当者
	契約予定日	月 日	賃料等合計額/月 (消費税込)	円	前家賃 月分まで受領予定

<お申込みにあたって>

- ・本書並びに別紙「入居申込書」の内容をもとに当社が審査を行い、その結果立替払いをお断りする場合もございます。
- ・本書または契約の事実に関する情報(法人代表者・緊急連絡先に関する情報を含みます)が与信判断および与信後の管理のため、当社が利用することに同意します。
- ・本書並びに別紙「入居申込書」に事実と異なるあるいは虚偽の記載があった場合、申込みは無効となり、また契約を解除されても何らの異議を申立てません。
- ・**法人の代表者を緊急連絡先としての契約となります。**
- ・本書および別紙「入居申込書」に記載された情報その他申込者または契約者が当社に届け出た情報(法人代表者・緊急連絡先に関する情報を含みます)、ならびに法人代表者が当社のクレジットカード会員である場合には法人代表者のクレジットカード会員としての登録情報、取引情報等を、当社が、本申込に係る承認審査(承認後の再審査を含みます)および契約・与信管理のために利用することを承諾し、また、当該利用について法人代表者の承諾を得ていることを確認します。
- ・緊急連絡先として記載をいただいた法人代表者のご連絡先には、法人ご担当者との連絡が取れない場合、お約束のお支払期限が守られない場合等を含め、法人代表者としてのお立場に基づき、当社から直接ご連絡させていただくことがあります。

申込者記入欄

※ 別紙「入居申込書」記載内容に相違のないことを確認し、上記の内容を確認・同意のうえ、ROOM iD契約を申込みます。

フリガナ	
法人名	

当社から申込確認等のためお電話をする場合があります。(0120からのフリーダイヤルで発信します)エポスカードからの郵送物の宛名は法人名です。(個人名での郵送はいたしません)

管理会社確認欄

■ 審査時必要書類の確認 (FAX送信前にレ点チェックをお願いします)

- 入居申込書 (緊急連絡先に法人代表者の情報を記入)
- 法人代表者の本人確認書類 (生年月日が確認できる書類)
- 商業登記簿謄本(3ヵ月以内に発行したもの)

※ 上記書類が全て揃ってからの審査となりますので、ご協力お願いいたします。

■ お申込みの商品種別に○印をつけてください。

商品種別	居住用			事業用
月次払い	B1(ベーシック) 【404】80	B2(ベーシック) 【405】60	S(スイッチ) 【407】20	B(ベーシック) 【411】100

↓ FAX読取用のQRコードです

▽メモ・通信欄



家賃保証委託契約書

賃借人（以下「甲」という。）、連帯保証人（以下「乙」という。）及び株式会社インシュアランス（以下「保証会社」という。）は、保証会社が、甲の委託に基づき表面記載の物件（以下「本物件」という。）の賃貸借契約（以下「原契約」という。）に基づく甲の債務を保証することにつき、以下のとおり合意した。

第1条 保証の開始時期

家賃保証委託契約（以下「本契約」という。）に基づく保証の効力は、保証会社が本契約に基づく初回保証委託料を受領するとともに、本契約書の交付を受けた時点で発生するものとする。

第2条 定義

- 本契約において、「家賃（賃料）」とは、表面「①」欄記載の金額を示す。
- 本契約において、「月額賃料」とは、本契約締結時の原契約における家賃（賃料）、共益費管理費、駐車場料金、その他毎月定額で甲が負担するもので、表面の「①」から「⑤」に記載されたものの合計金額であり、「⑥」合計」欄記載の金額を示す。
- 本契約において、「変動費」とは、原契約に基づいて甲が毎月負担する金額で賃貸人に支払うもののうち水道料等でその金額が変動する毎月の甲の負担額を示す。

第3条 保証対象債務の上限

第4条（1）に定める保証対象債務は、以下を上限とする。

- 物件が居住専用物件である場合は、月額賃料の24ヶ月分相当額とする。
- 物件が事業用物件である場合は、月額賃料の6ヶ月分相当額とする。

第4条 保証対象の債権の範囲

保証会社は、賃貸人に対して、甲が賃貸人に対して負担する以下の債務を以下の範囲で保証する。但し、保証会社が保証する以下の範囲については、原契約に記載されていることを条件とし、又保証会社と賃貸人間の賃貸借保証契約所定の免責事項に該当する場合にはこの限りではない。

- 月額賃料
- 原契約の更新料、但し、トランクルーム・倉庫に関しては本号の適用対象外とする。
- 甲の退去時に、甲が自然損耗によるものではないと認めた本物件の修繕費、ハウスクリーニング費用、残置物撤去費用（造作物の撤去費用は除く）、ゴミ処理費用（産業廃棄物処理費用は除く）の各支払義務。なお、本号に関する保証限度額は、合わせて本物件の家賃（賃料）3ヶ月分相当額とする。但し、トランクルーム・倉庫に関する本号の適用については残置物撤去費用・ゴミ処理費用（産業廃棄物処理費用は除く）のみとし、その保証の限度額は、合わせて本物件の家賃（賃料）1ヶ月分相当額とする。また、駐車場に関する本号の適用については修繕費残置物撤去費用・ゴミ処理費用（産業廃棄物処理費用は除く）のみとし、その保証の限度額は修繕費については本物件の家賃（賃料）1ヶ月分相当額、残置物撤去費用・ゴミ処理費用については、合わせて本物件の家賃（賃料）1ヶ月分相当額とする。
- 甲の退去時の鍵交換費用。なお、トランクルーム・倉庫に関しては本号の適用対象外とする。
- 原契約に基づく解約通知義務に違反したことによる違約金・損害金の支払義務。なお本号に関する保証の限度額は本物件の賃料等1ヶ月分相当額とし、トランクルーム・倉庫に関しては本号の適用対象外とする。又、本号の解約通知義務違反による損害金が保証の対象となるのは、甲からの申し入れにより解約が行われた場合に限るものとし賃料不払い等の理由により賃貸人が原契約の解除を求めた場合等は除く。
- 原契約の特約による早期解約による違約金・損害金の支払義務。なお、本号に関する保証の限度額は原契約がその締結後1年未満で解約された場合には本物件の家賃（賃料）2ヶ月分相当額とし、締結後1年以上2年未満で解約された場合には同家賃（賃料）1ヶ月分相当額とし、締結後2年以上経過後に解約された場合には、保証の対象外とする。又、本号の早期解約による違約金・損害金が保証の対象となるのは、甲から解約の申し入れにより早期解約が行われた場合に限るものとし、賃料不払い等の理由により賃借人が原契約の解除を求めた場合等は除く。さらにトランクルーム・倉庫及び店舗事務所に関しては本号の適用対象外とする。

- 原契約解除後における本物件明渡しまでの賃料相当損害金。なお、トランクルーム倉庫に関しては本号の適用対象外とする。
- 原契約解除から本物件明渡しまでに要した通知、支払督促、訴訟手続に必要なとなった費用（原契約において弁済し費用を甲が負担する旨の約定がある場合はその費用を含む。）のうち、保証会社が認めたもの。なお、トランクルーム・倉庫に関しては本号の適用対象外とする。

(2) 保証会社は以下の債務については、その責を負わない。

- 敷金、保証金、礼金、変動費その他名称の如何を問わず、甲が本物件入居に際して賃貸人に支払う費用。
- 甲が原契約に関して締結する火災保険、地震保険等の保険契約に関する保険料。
- 前項③④に挙げたものを除く甲の退去時の清算金。
- 天災、地震、戦争等不可抗力により生じた損害。
- 甲、その同居人及び甲の関係者の自殺又は火災、ガス爆発等の故意・過失により生じた損害。
- 甲が賃貸人に支払うべき金員の遅延損害金。
- その他前項に定めのない債務。

第5条 保証委託料

- 甲は、該当する保証プランに所定、契約締結時に初回保証委託料を支払うこととする。月額保証料は、第7条（1）所定の保証期間の始期（甲の入居日）から保証期間中支払うこととする。保証更新料については保証契約満了日を支払い期日とし、保証委託料を保証会社に支払うものとする。

- 前項に基づき保証会社が受領した初回保証委託料、保証更新料及び月額保証委託料は、本契約原契約の終了又は契約内容の変更等のいかなる事由が発生しても返還されない。
- 初回保証委託料、保証更新料及び月額保証委託料は、保証会社の指定する方法にて支払うものとする。なお、支払いにかかる費用については甲の負担とする。

第6条 原契約の変更

甲及び賃貸人が原契約を変更する場合には、当該変更は保証会社の書面による承諾が無い限り保証会社に対してはその効力を有しないものとする。

第7条 保証期間

- 本契約に基づき保証会社が保証を行う期間は、甲の入居日から退去明渡し日までとする。但し保証期間内であっても第1条に定める保証の開始時期が到来していない場合、保証の効力は発生しない。なお、表面記載の「保証開始日」は、入居予定日を意味するものとする。
- 保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間についても本契約に基づき保証するものとし、別途初回保証委託料を請求しない。保証更新料及び月額保証委託料については本契約の定めに従う。
- 本契約は原契約が普通賃貸借又は借地借家法に規定する定期建物賃貸借である場合にかかわらず原契約の存続期間中は継続するものとし、甲は原契約が存続する間には本契約を解約することはできない。但し、甲が賃貸人の書面による承諾を受けて本契約の解約を申し出た場合は、保証会社は解約の申し入れに応じるものとする。
- 原契約が、借地借家法に規定する定期建物賃貸借であり、賃貸借期間満了後に本物件について新たな賃貸借契約を賃貸人と甲の間で締結する場合は、保証会社が甲に対し、特段の通知を行わない限り、本物件の退去明渡し日まで保証期間は継続するものとする。この場合、甲は本契約に基づく保証委託料を負担している場合は継続して負担するものとし、又、いずれにかかわらず初回保証委託料については、再度負担することはない。なお、この場合敷金返還請求権については本契約第17条が適用されるものとする。
- 以上にある事由については、その時をもって本契約に基づく保証は当然に終了するものとする。但し、保証会社がその継続を承諾した場合はこの限りではない。
 - 本物件の用途が変更された場合。
 - 甲の原契約上の地位が第三者に移転した場合。
 - 甲が本物件を第三者に転賃した場合。
 - 保証会社と賃貸人間の家賃保証契約が解除された場合。
 - 甲が死亡又は破産手続を開始した決定を受けた場合。
 - 甲に会社更生もしくは民事再生手続の申立てがあった場合又は解散（法令に基づく解散も含む）の手続きに入った場合。
 - 原契約の内容に重大な変更があった場合。

第8条 代位弁済

- 甲が原契約に基づき負担する第4条（1）所定の支払の全部又は一部を滞滞した場合には保証会社は甲及び乙に対し何ら通知することなく、その全部又は一部を代位弁済することができる。但し、保証会社が自ら必要と判断する場合は、甲又は乙に通知することができる。
- 本条に基づく保証会社の代位弁済の実行は、賃貸人より甲に対する債務不履行等を理由とする原契約の解除を妨げるものではない。

第9条 賃料不払いの場合の代位弁済の停止

- 保証会社は、甲が原契約に基づく月額賃料の3ヶ月分に相当する金員の支払いを滞納した場合には、賃貸人に通知のうえ、本契約に基づく代位弁済を停止することができるものとし甲はこれを承認する。なお、代位弁済を停止している期間に保証会社が支払うべき代位弁済金については、甲が本物件の明渡しを完了した後、速やかに賃貸人に支払うものとする。
- 前項にかかわらず、甲の滞納月数・金額によらず保証会社が必要と判断した場合は、賃貸人に通知のうえ本条（1）に準じ、本契約に基づく代位弁済を停止することができるものとする。

第10条 紛争

- 原契約に関し甲と賃貸人等との間で紛争が生じたときは、甲の責任において甲と賃貸人等との間の協議でこれを解決するものとする。甲は、甲と賃貸人等との間で紛争が継続している間は保証会社が家賃保証契約に基づいて賃料等の代位弁済を行うことを承諾し、一切の異議を述べない。
- 前項の場合で、甲と賃貸人間の紛争につき、甲の勝訴判決が確定するなど、甲の主張に理由のあることが客観的に明確になった場合には、保証会社は代位弁済及び求償権の行使を行わないものとする。

第11条 求償権の履行

甲は、保証会社が代位弁済を行った場合には、直ちに代位弁済金を保証会社に支払わなければならない。

第12条 保証事務費用等

- 保証会社は保証会社が代位弁済を行った場合には、直ちに代位弁済金以外の以下の金員を保証会社に支払わなければならない。
 - 代位弁済1回につき、2,000円の保証事務手数料及び別途消費税等。
 - 口座振替サービス利用料。

第13条 支払の充当

- 甲が、本契約に基づき保証会社に弁済した金員が、支払期日の到来した債務全部を消滅させるに足りないときは、保証会社はこれを第5条（1）所定の保証委託料、第12条①②所定の費用（充当の順序は①②の順に従う。）、代位弁済金の順に充当するものとし、甲はこれに異議を述べない。
- 保証会社が代位弁済を実行した場合、甲は月額賃料に先じて、保証会社に対する求償債務等を履行する。甲が、本項に反し、求償債務等の弁済に先んじて賃貸人に対する月額賃料の弁済を行った場合、それらの弁済は保証会社に対する求償債務等の弁済とみなし、弁済された金員を保証会社が賃貸人から受領することができるものとする。

第14条 通知・報告義務

- 甲は、その氏名、住所、連絡先、及び本契約及び原契約に記載した事項から変更があった場合には保証会社に直ちに届け出る。
- 甲が前項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知又は送付された書類等が延着又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

第15条 調査権限の委任

甲及び乙は、保証会社の求償権保全のため、保証会社が必要と判断した場合には、甲又は乙の住民票、戸籍謄（抄）本の附票及び除票、除籍謄本等、債権保全のための必要資料を取得することを承諾し、その取得に関し保証会社に対して全ての権限を委任するものとする。

第16条 本物件への立入等

- 甲は、以下のいずれかに該当したときは、甲の安否及び本物件の利用状況を確認するため賃貸人、乙及び保証会社（保証会社の委任した者も含む。）が本物件の室内に立入ることを事前に承諾する。
 - 法令上認められている、甲の承諾がある場合等の正当な理由があるとき。
 - 電気・ガス・水道の利用状況、郵便物の状況から当該物件において通常の生活が営まれていないと合理的に判断されるとき。
 - 賃貸人が、合理的な理由に基づいて甲が緊急の事態に陥ったおそれがあると判断したとき。
- 甲は、解除、解約、及び期間満了等により原契約が終了した場合、速やかに本物件を明け渡さなければならない。

第17条 譲渡担保の承諾

- 甲は、本契約に基づく保証会社に対する一切の債務を担保するため、原契約に基づく賃貸人に対する敷金、保証金（その他名称の如何を問わず原契約の終了に伴い甲に返還される金員、以下「敷金等」という。）等の返還請求権を保証会社に譲り渡し、保証会社はこれを譲り受けた。
- 甲は、原契約に基づく敷金等返還請求権につき、保証会社以外の第三者へ譲渡、買入れ等の一切の処分を行ってはならない。
- 本条に従い、保証会社は甲が支払うべき本契約の債務全部が消滅していない場合、賃貸人から敷金等を直接受領し、本契約の債務に充当するものとする。なお残金が存する場合にはそれを甲に交付するものとし、甲はそれに異議を述べない。

第18条 賃貸人たる地位の移転

本物件につき賃貸人たる地位の移転が生じた場合には、本契約に基づく保証会社の保証は継続するものとし、新賃貸人に対する甲の賃料等の債務につき、保証会社はその責を負う。但し、新賃貸人と保証会社との間で別途合意がなされた場合はこの限りではない。

第19条 本契約の解除

- 保証会社は、甲が以下のいずれかに該当したときは、賃貸人に対する何らの通知、催告することなく直ちに本契約を解除することができる。この場合、保証会社は甲に対し、発生した損害の賠償を請求することができる。
 - 原契約又は、本契約の各条項に違反したとき。
 - 暴力団・過激派・テロ組織・もしくはこれに類する組織（以下「反社会的集団」という。）に属しあるいは関係者であることが判明したとき。
 - 本物件、共用部分、付属設備等に反社会的集団の組織、名称・活動等に関する物を掲示又は搬入したとき。
 - 反社会的集団に属しあるいは関係者を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
 - 甲又はその関係者が本物件、共同部分、その他本物件の近隣において反社会的集団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
 - 本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、保証会社が誤認して契約が締結されたとき。

- 甲は、賃貸人の指定する保証会社が甲に代わって代位弁済をしたとしても保証会社の求償権に対する債務不履行があった場合に、賃貸人が原契約の解除をすることができるとの合意を確認する。

第20条 連帯保証人

- 乙は、原契約に定める義務を負う他、甲と連帯して保証会社に対し、本契約及びその特約条項に基づく甲の一切の債務を保証するものとする（乙は、保証会社に対し、負担割合を主張できない。）
- 乙が、甲の負担する賃料等の債務を甲に代わり賃貸人に弁済した場合でも、乙はそれにつき保証会社に求償することはできないものとする。
- 乙は、本契約が更新された場合も本条と同じ責任を負う。
- 甲は、保証会社が乙の信用状況が悪化したと判断した場合、保証会社の要求に応じて乙に代わる、又は乙と並ぶ保証会社の同意を得た連帯保証人を付さなければならない。
- 乙は、保証会社に対し、甲が本契約上負担する一切の債務を、月額賃料の2.4ヶ月分相当額を極額とし連帯して保証する。
- 甲は、乙に対して、本契約に先立ち、甲の財産及び収支の状況、負担している債務の有無並びにその額及び履行状況について情報の提供を行い、乙は情報の提供を受けたことを確認する。

第21条 管轄裁判所の合意

本契約に関する紛争その他の法的手続については、訴額の如何にかかわらず、保証会社の本店又は支店営業所の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第22条 協議事項

- 本契約の定めにもない事項については、関係法令及び慣習等に従うものとし相互に信義を重んじ誠実に協議するものとする。
- 関係法令及び慣習等の改定等により、本契約の条項の定めが相違する事となった場合、その改定等に従うものとする。

個人情報の取扱いについて

株式会社インシュアランス(以下、「当社」といいます。)では、お取引に伴い、お客様の個人情報をお預かりします。ご提供いただく個人情報は、お客様への連絡、案内、その他サービスの提供に利用させていただきます。提供いただいた内容に不足のある場合には、当社のサービスを利用できない場合がありますのでご了承ください。個人情報の管理については、個人情報保護法に基づいて対策を講じ、適切な管理と保護に努めます。つきましては、下記内容をご理解いただき、ご同意の上で個人情報を提供くださるようお願いいたします。

(個人情報の利用目的)

1. ご提供いただいた個人情報は、下記の利用目的でのみ利用いたします。これら以外での目的で利用する場合には、改めて利用目的をお知らせし、同意を得た上で利用します。

- ① 不動産の売買・賃貸及びその連帯保証等に関する申込・契約等における本人確認及び信用調査
- ② 不動産の売買・賃貸及びその連帯保証等、または不動産の運営管理に関する契約締結、並びに当該契約に基づく業務
- ③ 各種損害保険、保証会社による保証などに関する事務代行業務
- ④ 上記①から③の利用目的の達成に必要な範囲での、個人情報の第三者への開示・提供
- ⑤ 上記①から③の利用目的の達成するための郵便物・電話・電子メールなどによる連絡
- ⑥ その他、上記に関連する付帯業務

(個人情報の共同利用)

2. ご提供いただいた個人情報は、以下の通り共同利用することがあります。尚、共同利用の対象となる個人情報は、下記の目的を達成するために必要なものに限り、利用いたします。

- ① ご入居の不動産に関し、当社にて行う不動産運営管理及びそれに関連する業務並びに役務の提供を目的とした個人情報の共同利用
- ② 弁護士・司法書士・税理士・建築士・不動産鑑定士等の専門家からのサービスを受けるための当該各専門家との共同利用
- ③ 上記の他、当社の事業目的の範囲内で各種契約の締結及び履行・取引・工事その他サービスの提供を目的とし業務提携先会社との共同利用

(個人情報の第三者提供)

3. 当社では以下の場合に、いただいた個人情報を第三者へ提供することがあります。但し、その場合、当該第三者に対しても、個人情報の管理に対し当社同様の義務を課すものとします。

- ① 不動産の売買・賃貸及びその仲介並びに連帯保証などに関する申込・契約等における信用調査または不動産の運営管理を目的とする、当社の指定する保証会社及び該当不動産の賃貸人・所有者等の権利者への提供
- ④ 不動産の譲渡・担保提供などの処分に関連する各関係者への提供
- ⑤ 予めご本人の同意をいただいているとき
- ⑥ 法令に基づく場合等、個人情報保護法に定める本人の同意を得なくても第三者提供が認められる場合の提供

(個人情報ご提供の任意性の確保及び当該情報を提供しなかった場合の結果について)

4. 当社に対し個人情報を提供はお客様の任意ですが、当該個人情報は取引に必要な情報です。ご提供いただけない場合は当社とお取引いただけない場合がございますので、予めご了承ください。

(個人情報管理及びお客様の個人情報についてのお問い合わせ先)

5. 個人情報管理及びお客様の個人情報についてのお問い合わせ先

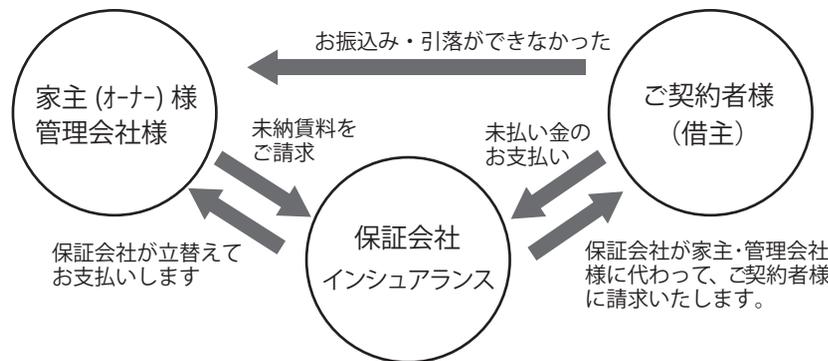
お客様は、ご自身の個人情報の開示や訂正を要求、個人情報の利用を中止させるために弊社問い合わせ窓口へ申し出ることができます。その際、弊社はお客様ご本人を確認させていただいた上で、合理的な期間内に対応いたします。

【お問い合わせ窓口】

株式会社インシュアランス TEL:03-5565-7769

家賃保証委託サービスについて

お客様がお部屋を借りる際に必要となる連帯保証人に近い役割を、保証会社がお引き受けするサービスです。何かのご事情で家賃滞納が生じてしまった際に、お客様に代わって弊社が立替をして家主様へ賃料の支払いを行います。これにより、家主様は安心して家賃経営を行うことができるため、希望する物件が借りやすくなります。



賃貸契約時には、万が一の時のために入居者様の代わりの請求先として連帯保証人を求められることが一般的です。理想の物件と出会うことができても、連帯保証人が立てられないなどの理由で入居が困難になることもゼロではありません。借主様（お客様）が賃貸借契約期間中に家賃等の支払いが困難になった場合、または滞納状態が継続している場合には、保証会社が一定の範囲内で家主様へ立替払いを行います。

保証料 金	プラン	保証期間	更新料	保証人	初回保証料
	個人 更新型	1年間	12,000円	審査の過程で、連帯保証人をお願いする場合がございます。	1カ月分 (月額保証対象額と同額)
	法人 更新型	1年間	12,000円	審査の過程で、連帯保証人をお願いする場合がございます。	1カ月分 (月額保証対象額と同額)

お申込みに必要な書類は・・・

■個人のお申込み 健康保険証 + 顔写真付身分証 1点

- 健康保険証（表裏）※必須
- 運転免許証（表裏） / パスポート
- 個人番号カード（表のみ）※個人番号通知カードは不可
- 住民基本台帳カード（顔写真付）
- 収入確認書類1点（住民税決定通知書、課税証明書など公的な書類をご提示願います。）

■法人のお申込み

- 商業登記簿謄本（全部事項）
※発行後3ヶ月以内
- 法人税の確定申告書
または決算書（直近3期分）
- 入居者代表の身分証明書
(免許証・健康保険証・パスポート等1点)

ご契約に際して・・・

■下記に該当するお客様は追加提出をお願いする場合がございます。

- 【法人】 法人税の確定申告書・法人印鑑証明書（原本）
- 【未成年】 親権者同意書（原本）
- 【年金受給者】 年金証書、源泉徴収票等
- 【生活保護受給者】 生活保護決定通知書、生活保護受給証明書等
- 【連帯保証人】 印鑑証明（原本）

■外国籍の方

- 在留カード（表裏） + パスポート、または特別永住者証明書

※印鑑証明（発行3ヶ月以内）、原本と記載したもの以外はコピー可。審査内容によっては、別途書類の提出をお願いする場合があります。

※連帯保証人様について

原則、有職者で日本国籍の方をご記入ください。有職者でない場合には、資産状況を確認させていただく場合がございます。また、高齢者の場合には、連帯保証人様の変更をお願いすることがございます。

最後に、本人確認の電話を行う場合がございますので、保証人様同意の上、お申込みください。

法人契約確認書

株式会社D2（ディーツー）

事前に法人規定をご確認いただき、申込書と合わせて弊社まで送付お願いいたします。

各項目右側回答欄の□に☑付けをお願いいたします。

■更新事務手数料	<input type="checkbox"/> 可
更新事務手数料は新賃料の25%（別途消費税）をいただきますので、法人規定で	<input type="checkbox"/> 不可
不可の場合においても一度法人へ交渉をお願いします。	

■家財保険	<input type="checkbox"/> D2指定保険 法人支払い
原則D2指定保険に加入いただきますが、法人規定により法人指定、	<input type="checkbox"/> D2指定保険 個人支払い
包括保険の場合は他社保険の加入証明書写しの提出をお願いします。	<input type="checkbox"/> 他社保険（個人加入）
	<input type="checkbox"/> 他社保険（法人加入）※包括含む

■Darwin relief（ダーウィンリリーフ）	<input type="checkbox"/> 法人支払い
月額990円（消費税込）の入居者様向けのサービスとなります。	<input type="checkbox"/> 個人支払い 月払い
加入は必須としておりますので、お支払方法についてご確認お願いいたします	<input type="checkbox"/> 個人支払い 契約時24ヵ月払い
尚、毎月のお支払い方法は当社指定口座へのお振込となります。	

※24ヵ月払いについて、賃貸借契約を中途解約した場合、解約月の翌月以降は返金となります。

■共用施設	駐車場	<input type="checkbox"/> 法人支払い（賃料合算）
		<input type="checkbox"/> 個人支払い 月払い
		<input type="checkbox"/> 個人支払い 契約時24ヵ月払い
	駐輪場	<input type="checkbox"/> 法人支払い（賃料合算）
		<input type="checkbox"/> 個人支払い 月払い
		<input type="checkbox"/> 個人支払い 契約時24ヵ月払い

共用施設利用の場合オーナーが契約し転貸する場合と、入居者が直接管理組合と契約する場合がございますので事前にご確認お願いいたします。
 オーナー転貸となる場合のお支払方法についてご確認お願いいたします。

先行申込を頂く場合のご注意点

オーナーが居住中の物件で退去までお日にちに余裕のある場合は、先にお申込を頂くことを前提に在住内見のご相談が可能です。

お申込の受付は、オーナーの引越日の兼ね合いもあるため、申込審査通過後 10 日以内で
ご内見が可能な方と限らせて頂きます。

また、同日の申込は同時審査となりますが、多数のお申込を頂いた場合は審査にて、
内見前に二組程度に絞らせて頂きますので予めご了承ください。

尚、審査通過後であってもオーナーの都合により在住内見が出来かねる場合もございます。
その場合、先行で頂いていた全てのお申込を一度お断り致しますので、空室後にご内見いただき、
あらためてお申込をして頂けますようお願い致します。

（弊社の通常のお申込受付方法と同様となります）

審査に必要な書類は別紙をご参照ください。

必要書類の提出が大幅に遅れた場合や提出されない場合は、お申込をお断りすることがございますのでご承知置きください。

オーナーが居住中の自宅をご覧頂く、特殊なご内見となりますので
お申込のご意思がある程度強い方のみとさせて頂きたく、仲介業者様のご協力とご理解を頂けま
すようお願い申し上げます。

要望書

申込時にご要望がございましたら、ご記入の上ご提出ください。

ご提出は申込書と合わせてお願い致します。それ以降の受付は致しません。

A 契約開始日についてのご要望

※原則としてお申込日より14日以上、1ヶ月以内のお日にちにて契約開始日の設定をお願いしております。

但し、リフォーム完了前の物件の場合、1ヶ月以上お時間を頂くことがございます。

契約開始希望日	月	日
契約開始日の前倒しは可能ですか	はい	いいえ
契約開始日の後倒しは可能ですか	はい	いいえ
希望の契約開始日が不可の場合キャンセルされますか	はい	いいえ

B 駐輪場・駐車場のご利用希望について

要望がない場合は右のチェックボックスへチェックを入れてください

駐輪場の利用はございますか	はい	いいえ
「はい」の場合 台数： 台 うち、電動自転車： 台		
マンション内駐輪場に空きが無い場合、または希望台数が借りられない場合キャンセルされますか	はい	いいえ

駐車場の利用はございますか 台数： 台	バイク置き場の利用はございますか 台数： 台	はい	いいえ
「はい」の場合 ご希望のサイズの空き状況は、ご確認済みですか ※まだの場合は、ドラフト作成までに管理会社へ確認いただき区画と金額を当社へお知らせください。		はい	いいえ
マンション内駐車場に空きが無い場合、キャンセルされますか		はい	いいえ

C その他ご要望事項があれば具体的に記載してく

要望がない場合は右のチェックボックスへチェックを入れてください

①
②
③
④
⑤
⑥

【ご注意事項】

※現況でのお貸出しの場合、内見時ご覧いただいた状態でお貸出しとなります。

ルームクリーニングは入りませんので、予めご了承ください。

※ルームクリーニングのみでお貸出しの場合、

クロス（壁面、天井）はクロスクリーニングやクロス洗浄は行いませんので、予めご了承ください。

※修繕や残置物撤去等のご要望を頂いた場合

修繕施工後または残置物撤去処分等の後にキャンセルされた際には、

実施費用については要望申告者へご請求させていただきます。

要望回答後のキャンセルはされませんようお願いいたします。